

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第27号

香川県社会福祉総合センター規則の一部を改正する規則

香川県社会福祉総合センター規則（平成9年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、駐車場については午前8時30分から午後9時30分までとし、福祉ライブラリーについては午前10時から午後6時までとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 センターを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、駐車場については午前8時30分から午後9時30分までとし、福祉ライブラリーについては午前10時から午後6時までとし、<u>福祉用具展示場については午前9時から午後5時までとする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。